

別表第1（第3条関係）

1 特定教育・保育（教育に限る。）、特別利用教育、特別利用保育又は特別利用地域型保育を受けたときの利用者負担額（一般世帯）

各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
階層区分	定義		
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	
B-1	A階層を除き、市町村民税非課税世帯、若しくは市町村民税課税世帯であって、均等割のみの世帯	0円	
C 1-1	A階層を除き、市	所得割額 77,101円未満	0円
C 2-1	町村民税	211,201円未満	0円
C 3-1	課税世帯	211,201円以上	0円

2 特定教育・保育（保育に限る。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育を除く。）を受けたときの利用者負担額（一般世帯）

各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）					
階層区分	定義	3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
B-1	A階層を除き、市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
C 1-1	A階層を除き、均等割のみ	10,000円	9,000円	0円	0円	0円	0円
C 2-1	A階層を除き、所得割額10,000円未満	13,000円	12,000円	0円	0円	0円	0円

C 3-1	き、 市町	10,000円以上 48,600円未満	15,000円	14,000円	0円	0円	0円	0円
C 4-1	村民 税課	48,600円以上 53,000円未満	17,000円	16,000円	0円	0円	0円	0円
C 5-1A	税世 帯	53,000円以上 57,700円未満	20,000円	19,000円	0円	0円	0円	0円
C 5-1B		57,700円以上 67,000円未満	20,000円	19,000円	0円	0円	0円	0円
C 6-1		67,000円以上 78,000円未満	23,000円	22,000円	0円	0円	0円	0円
C 7-1		78,000円以上 87,000円未満	25,000円	24,000円	0円	0円	0円	0円
C 8-1		87,000円以上 97,000円未満	26,000円	25,000円	0円	0円	0円	0円
C 9-1		97,000円以上 123,000円未満	29,000円	28,000円	0円	0円	0円	0円
C 10-1		123,000円以上 144,000円未満	32,000円	31,000円	0円	0円	0円	0円
C 11-1		144,000円以上 169,000円未満	35,000円	34,000円	0円	0円	0円	0円
C 12-1		169,000円以上 235,000円未満	38,000円	37,000円	0円	0円	0円	0円
C 13-1		235,000円以上 301,000円未満	45,000円	44,000円	0円	0円	0円	0円
C 14-1		301,000円以上	45,000円	44,000円	0円	0円	0円	0円

備考

- 1 「保育標準時間」とは、芦北町子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関する規則（平成27年芦北町規則第10号。以下「規則」という。）第6条第1号に規定するものをいう。
- 2 「保育短時間」とは、規則第6条第2号に規定するものをいう。

別表第2（第3条関係）

1 特定教育・保育（教育に限る。）、特別利用教育、特別利用保育又は特別利用地域型保育を受けたときの利用者負担額（要保護世帯）

各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
階層区分	定義		
B-2	別表第1に規定するA階層を除き、市町村民税非課税世帯、若しくは市町村民税課税世帯であって、均等割のみの世帯	0円	
C1-2	別表第1に規定するA階層を除き、市町村民税課税世帯	所得割額 77,101円未満	0円
C2-2	税世帯	211,201円未満	0円
C3-2		211,201円以上	0円

2 特定教育・保育（保育に限る。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育を除く。）を受けたときの利用者負担額（要保護世帯）

各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）					
階層区分	定義	3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
B-2	別表第1に規定するA階層を除き、市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
C1-2	別表第1に規定するA階層を除き、市町村民税非課税世帯	6,000円	5,000円	0円	0円	0円	0円
C2-2	均等割のみ	10,000円	9,000円	0円	0円	0円	0円
C3-2	所得割額 10,000円未満	13,000円	12,000円	0円	0円	0円	0円
C4-2	10,000円以上 48,600円未満	15,000円	14,000円	0円	0円	0円	0円
C5-2	48,600円以上 53,000円未満	17,000円	16,000円	0円	0円	0円	0円
C6-2	53,000円以上 67,000円未満	18,000円	17,000円	0円	0円	0円	0円
	67,000円以上 77,101円未満						

C 6-3	税世帯	77,101円以上 78,000円未満	20,000円	19,000円	0円	0円	0円	0円
C 7-2		78,000円以上 87,000円未満	23,000円	22,000円	0円	0円	0円	0円
C 8-2		87,000円以上 97,000円未満	25,000円	24,000円	0円	0円	0円	0円
C 9-2		97,000円以上 123,000円未満	26,000円	25,000円	0円	0円	0円	0円
C 10-2		123,000円以上 144,000円未満	29,000円	28,000円	0円	0円	0円	0円
C 11-2		144,000円以上 169,000円未満	32,000円	31,000円	0円	0円	0円	0円
C 12-2		169,000円以上 235,000円未満	35,000円	34,000円	0円	0円	0円	0円
C 13-2		235,000円以上 301,000円未満	38,000円	37,000円	0円	0円	0円	0円
C 14-2		301,000円以上	45,000円	44,000円	0円	0円	0円	0円